

2021年2月27日

【理事会承認】

ジュニア育成委員会

2021年度 育成アスリート指定基準及び海外派遣要綱

第1条 (目的)

本要綱は国際大会に於いてメダル獲得の可能性のある有望な選手を発掘・育成・強化する為に必要な基準及び国際大会派遣に関して必要な事項を定めるものである。

第2条 (定義)

1. 本要綱で使用する用語の定義を次のように定める。

(1) 「育成アスリート」

- ① 2024年パリ五輪・2028年ロス五輪の日本代表を目標とする有望な選手の育成を図る為に指定された選手のことをいう。
- ② ジュニア育成委員会の指定を受け、委員会の管理、監督下で活動を行う。
- ③ ジュニア育成委員会が開催する合宿、練習へ優先的に参加できる。

(2) 「育成アスリート」のカテゴリー

- ① 年齢はISSFルールに沿って、2021年12月31日の満年齢とする。
- ② カテゴリーは、以下のとおりとする。
ライフル：U25、ユニバ、ジュニア、ユース、カデット、ノービス
ピストル：U29、ユニバ、ジュニア、ユース、カデット、ノービス
- ③ ライフル：U25は25歳以下の選手を対象
ピストル：U29は29歳以下の選手を対象
- ④ ユニバNTは現役大学生選手対象
- ⑤ ジュニアNTは20歳以下の選手対象
- ⑥ ユースNTは15歳～18歳の中・高校生対象
- ⑦ カデットNTは中学生選手対象
- ⑧ ノービスNTは小学生選手対象

(3) 「育成ランキング」

- ① 育成ランキングとは対象試合のうち、国内試合は1年間、海外試合は1年間の記録の内上位3つの平均点による順位表。

※G3以上の大会（ランクリストは最高得点1回）を対象試合とする。

平均点が同点の場合は、記録した点数の最も高い選手を上位とする。

最も高い記録点数が同点の場合、次に高い記録点数により順位が決まる。

第3条 (対象種目)

1. 育成アスリートの指定対象種目は以下のとおりとする。

<ライフル> 4種目

(1) 男子 10mAR60及び50mFR3×40

(2) 女子 10mAR60W及び50mR3×40

<ピストル> 4種目

(1) 男子 10mAP60及び25mRFP

(2) 女子 10mAP60W及び25mSP

第4条 (育成アスリートの指定)

1. 指定必須条件

(1) 育成ランキング対象試合に3回以上出場していること。

(ただし、ランクリストの成績は最高得点1回のみを対象とする)

(2) 対象カテゴリーの育成アスリート基準点を1回以上記録していること。

(3) ノービスNT、カデットNTは基準点を定めず、育成ランキング対象試合の成績及び地域TIDとの連携により、AR、AP並びにBR、BPを育成対象とし、地域別練習会・合宿ごとに選手を指定し実施する。

2. 指定について

(1) 指定必須条件をすべて満たしている選手（未成年の場合は保護者・指導者からの提出も可）からの申請により、ジュニア育成委員会が条件を確認し、カテゴリー別に育成アスリートとして指定する。ただし、NT選手に選考された場合、育成アスリートは解除される。

(2) 指定期間は当該年度限りとする。

3. 対象試合

<ライフル><ピストル>

G3以上の大会（ランクリストは最高得点1回）を対象試合とする。

※海外留学等している選手について、現地大会開催前に出場の申告がある場合はジュニア育成委員長の承認を受けて指定対象試合に追加する。

※50m種目を60発で実施した場合、倍にして育成ランキング対象とする。

※室内射撃場での25m・50m試合を育成ランキング対象とする。

4. 育成アスリート基準点

<ライフル>

| | | | | |
|-----|-----------|-------|-----------|------|
| U25 | 10mAR60MW | 625.0 | 50m3×40MW | 1160 |
| ユニバ | 10mAR60MW | 620.0 | 50m3×40MW | 1150 |

| | | | | |
|------|-----------|-------|-----------|------|
| ジュニア | 10mAR60MW | 618.0 | 50m3×40MW | 1145 |
| ユース | 10mAR60MW | 612.5 | | |

<ピストル>

| | | | |
|------|-----------|-----|-----|
| U29 | SP | 560 | ※初段 |
| | RFP | 565 | |
| | 10mAP60MW | 564 | ※5段 |
| ユニバ | 10mAP60MW | 555 | ※4段 |
| ジュニア | 10mAP60MW | 540 | ※3段 |
| ユース | 10mAP60MW | 525 | ※2段 |

※基準点は2020ISSF国際大会中止につき、2020年度の基準点を適用する。

第5条（派遣選手）

1. 派遣選手の選考については、理事会の承認を受けた本要綱に基づき、ジュニア育成委員会で決定し、理事会に報告する。
2. 国際大会には原則として当該種目の銃を自ら所持している選手または省庁銃を使用している選手を派遣する。
3. MQS選手、10mARミックス選手及び10mAPミックス選手の最終決定については、現地で監督・コーチの判断及び選手の試合直前のコンディションや状況を考慮してジュニア育成委員長が決定する。
4. エリートアカデミー選手は、育成ランキングに関わらずジュニアワールドカップにMQS派遣する。

第6条（派遣試合）

1. 派遣試合と選考時期

- (ア) ジュニア世界選手権（7月 ドイツ・ズール） <ジュニア>
5月10日時点の育成ランキングを基準にカテゴリー別上位者を派遣。
- (イ) FISU ワールドユニバーシティゲームズ（2021/成都） <ユニバ>
6月15日時点の育成ランキングを基準にカテゴリー別上位者を派遣。
- (ウ) 東アジアユースエアガン大会（12月 未定） <ユース>
10月25日時点育成ランキングを基準にカテゴリー別上位者を派遣。

2. 派遣選手選考方法

- (1) 派遣選手は育成アスリートのうち、派遣試合毎に育成ランキングの上位者から選考する。ただし、育成アスリートが派遣人数に満たない場合は、育成アスリート以外の選手で育成ランキング上位者を派遣することがある。

※ただし、FISU ワールドユニバーシティゲームズは現役大学生のNT選手を優先し派遣する。

- (2) 派遣人数については、種目により異なり、派遣種目、人数は予算に基づきジュニア育成委員会で決定する。
- (3) FISU ワールドユニバーシティゲームズ (2021/成都) の派遣種目、派遣人数はJOCとの調整によりジュニア育成委員会で決定する。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大により、緊急事態宣言等発令され対象試合が中止や延期となった場合は、日ラランキング上位者により別途選手選考会を実施することがある。

第7条 (育成アスリートの義務)

育成アスリートは、以下の事項についてジュニア育成委員会の求めに応じなければならない。

- ① 練習および大会出場計画書の作成と提示
- ② 合宿、講習会および遠征に参加した際のレポート
- ③ その他資料の提出

第8条 (育成アスリートの行動規範)

1. 日本ライフル射撃協会が計画する合宿、講習会、遠征等に積極的に参加すること。
2. 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範を遵守し、日本代表としてふさわしい行動をとらなければならない。
3. 以下の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て資格を停止するものとする。
 - ① 事業目的に反する行動を取り、ジュニア育成委員会の是正の求めに応じないもの。
 - ② ジュニア育成委員会の指導方針に故意に反発したもの、もしくはチームの秩序を乱したもの。
 - ③ 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範に抵触したもの。
 - ④ ドーピング防止規程に違反し、競技者資格を停止されたもの。

第9条 (要綱の改正等)

1. 要綱改正が必要な場合は、理事会の承認を得る。
2. 要綱の解釈について、疑義が生じた場合はジュニア育成委員会で判断し、理事会に報告する。

付則

1. 本要綱は2021年2月27日から適用する。
2. 育成アスリート基準点ならびに対象試合の設定については、要綱運用の状況により

ジュニア育成委員会の判断により追加・変更することが出来る。

3. 新型コロナウイルス感染拡大による試合、合宿、派遣については、状況によりジュニア育成委員会の判断で中止・延期・追加・変更することが出来る。
4. 育成ランキング、派遣選手は協会ホームページに公表する。